

# 議第60号 呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」といいます。）に規定する自己啓発等休業及び配偶者同行休業の制度を導入するに当たって、同休業の期間中の給与の基準を定めるものです。

## 2 改正の内容

自己啓発等休業及び配偶者同行休業の期間中においては、法第26条の5第3項（第26条の6第11項において準用する場合を含みます。）の規定により、給与を支給しないこととされています。

しかし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）により、当該規定が上下水道局の企業職員には適用されないこととされているため、他の市職員と同様に当該休業期間中において給与を支給しないこととします。

### 【参考】

自己啓発等休業 大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員が、当該修学等を行う一定の期間休業することを認める制度

配偶者同行休業 外国での勤務等により、外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と生活を共にする職員が、当該滞在中の一定の期間休業することを認める制度

## 3 施行期日

平成30年4月1日

## 4 新旧対照表

現 行	改正案
(新設)	<u>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第17条の4 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
(新設)	<u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第17条の5 地方公務員法第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。